

釧路市環境審議会
釧路市環境審議会第139号
2024年（令和6年）6月3日

釧路市環境審議会

会長 神 田 房 行 様

釧路市長 蝦 名 大 也



「（仮称）釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」のあり方について（
諮問）

標記について、釧路市環境基本条例第32条の規定に基づき、貴審議会の意見を求め
ます。

（諮問理由）

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として再生可能エネルギーの増加を図る
ため、我が国においても設置が推進されています。しかし、ラムサール条約登録湿
地や国立公園を抱える本市においては、太陽光パネルの増加による自然破壊や景観
の悪化、さらには動植物の生態系への影響などが懸念されています。

このため、本市における太陽光発電施設の設置に関しては「釧路市自然と共生す
る太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」により、事業者に対し希少な野生
動植物や景観の保全などに配慮を求めてきたところです。しかしながら、一部の事
業者において、関係法令に違反する事例が見られたことから、法令遵守の徹底を図
るため、本市における太陽光発電施設に係る手続等を規定する条例の制定に向けた
検討を進めることとしました。

つきましては、本条例の基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めます。

(別添)

「(仮称) 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」制定にあたっての基本的な考え方

1. 目的

本市の豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項等を定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 対象

(1) 対象地域

釧路市内全域を対象とする。

(2) 対象事業

出力10kW以上の太陽光発電設備。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。

3. 条例の特徴

(1) 設置するのに適当でないエリアを設定すること。

(2) 希少な野生動植物と優れた景観の保全、太陽光発電施設の適切な運用・管理、適切な災害・火災対策その他の事業者が遵守すべき事項を規定すること。

(3) 周辺住民等を対象とした説明会の実施を義務付けること。

(4) 対象となる太陽光発電設備を設置するにあたっては、市への届出を義務付けること。

(5) 市への適正な届出をなさずに工事に着手した事業者に対し、指導及び勧告を行い、それらに従わない場合には、当該事業者名を公表する措置を規定すること。